

一般財団法人森島奨学財団
令和7年度 奨学生予約募集要項

当財団法人は、経済的理由により修学が困難な者で、高等学校に入学又は進学にあたり、本財団奨学金支給規程に基づく奨学資金の給付（返済不要）を希望する者をこの要項により予約募集する。

1. 申請資格

中学校に在学している者で、次の各号に掲げる要件満たす者とする。

- (1) 令和7年4月に高等学校等への入学又は進学を希望する者であること。
(高等専門学校は対象外)
- (2) 独立の生計を営む成年者でない場合にあつては、保護者が千葉県内に住所を有する者であること。
- (3) 修学意欲があり、かつ、性行が正しい者であること。
- (4) 経済的理由によって修学が困難な者であること。
- (5) 「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付を受ける予定のない者であること。
- (6) 中学校の評定について、3.6以上とする。

2. 給付期間及び給付月額

- (1) 令和7年4月から、入学又は進学した高等学校の正規の修学期間が終了する月分まで。
ただし、毎年度当初に給付要件の再確認を行い、本奨学資金の給付要件を満たしていない場合は給付を打ち切る場合がある。
- (2) 給付月額（高等学校等進学後）

区分	国公立高等学校等	私立高等学校等
給付金額	20,000 円	20,000 円

3. 推薦締切

令和7年1月29日(水) 必着

4. 申請等手続き

- (1) 申請書類
 - ア 奨学資金給付予約申請書
 - イ 収入証明書
- ※家計支持者の令和5年度課税（非課税）証明書（令和4年度分所得証明書）、源泉徴収票、確定申告書（写）等の写し。

ただし、令和4年1月2日以降に就職・転職・開業・失職等した場合は、以下の書類を提出する。

- ・就職・転職等の場合：直近2～3カ月の給与明細書の写し又は収入見込証明書
- ・開業・失職等の場合：別添「収入に関する副申書」（保護者からの聞き取りにより学校が作成）

注1) 家計支持者とは、原則として親権者。親権者がいない場合は代わって家計を支えている人。

ウ その他、資格審査に必要な書類（評定書）

(2) 推薦書類（学校作成）

- ア 推薦名簿（別紙）
- イ 推薦書（別紙）
- ウ 収入に関する副申書

(3) 申請書類の提出先

申請者の在学する中学校

(4) 予約決定手続

在学する中学校長から推薦のあった者に財団が採用の可否を決定し、通知する。

5. 奨学資金の振込口座

奨学資金の振込口座は、「千葉銀行みつわ台支店」の奨学生本人名義の口座とする。

6. 高等学校入学後の手続

予約募集に申請した場合でも、高校入学後に改めて手続が必要となる。

手続については高校入学後、高校の担当に申し出ること。

高校入学後に初めて申請を行った場合より、早い時期に給付が開始される。

※予約募集の場合、原則として4～5月に開始するが、入学後の募集の場合、原則として6月または7月に開始する。原則として毎月振込むが、初回給付分は4月から当該月分までをまとめて振込む。

7. お申し込み方法（郵送のみ）

【申込先（お問合せ先）】

〒264-0032 千葉市若葉区みつわ台3丁目6番（学校法人森島学園内）

「森島奨学財団 総務部」：soumu@seishin-m.ed.jp」

8. その他

- (1) 署名欄については、申請者が必ず自署すること。
- (2) 奨学資金給付申請書の「奨学資金希望理由」欄についても、申請者が必ず自署すること。
- (3) 高校入学後に、改めて奨学資金給付申請書等必要書類を提出することになるが、その際には連帯保証人（原則として父母）、保証人（別生計の成年者）が必要となる。